

第2回 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた

植物ワーキンググループ会合 議事概要

1. 日時：平成26年2月13日(木) 15:45~18:00

2. 場所：新橋貸会議室 田中田村町ビル6階 会議室6A

3. 出席者(敬称略)：

検討委員(五十音順)

(座長)

角野 康郎 神戸大学大学院 理学研究科 教授

(委員)

勝木 俊雄 独) 森林総合研究所 多摩森林科学園 教育的資源研究グループ
主任研究員

勝山 輝男 神奈川県立 生命の星・地球博物館 企画普及課長

黒川 俊二 独) 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター
生産体系研究領域 主任研究員(ご欠席)

小池 文人 横浜国立大学 大学院 環境情報学府 教授

小林 達明 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授

高橋 新平 東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授(ご欠席)

西田 智子 独) 農業環境技術研究所 生物多様性研究領域 上席研究員

藤井 伸二 人間環境大学 人間環境学部 准教授

横田 昌嗣 琉球大学 理学部海洋自然科学科 教授

農林水産省

畠沢 重年 農林水産省 大臣官房 環境政策課 課長補佐

丹菊 将貴 農林水産省 生産局 畜産振興課計画班 課長補佐

谷口 康子 農林水産省 生産局 畜産振興課技術2班 課長補佐

廣田 美香 農林水産省 生産局 畜産振興課企画班 課長補佐

環境省

関根 達郎 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長

東岡 礼治 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長補佐

谷垣 佐智子 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長

事務局

小出 可能 一般財団法人自然環境研究センター 主席研究員

岸本 年郎 一般財団法人自然環境研究センター 上席研究員

4. 議事概要：

- (1) 侵略的外来種リスト作成について
- (2) その他

(1) 侵略的外来種リスト作成について

< 説明資料 >

- (資料 1) 外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）の今後の検討スケジュール（案）
- (参考資料 1) 侵略的外来種リスト（仮称）作成の基本方針
- (参考資料 2) 侵略的外来種リスト（仮称）作成手順の流れ
- (参考資料 3) 侵略的外来種リスト（仮称）カテゴリ区分
- (参考資料 4) 侵略的外来種リスト（仮称）の掲載種選定手順について

- ・ 環境省より資料説明。特に議論なし。

侵略的外来種リスト（仮称）の植物の掲載種選定について

< 説明資料 >

- (資料 2) 侵略的外来種リスト（仮称）植物の掲載種の選定方法（案）
- (資料 3) 侵略的外来種リスト（仮称）植物の掲載種（案）
- (資料 4) 侵略的外来種リスト個別の種に関する学会への意見<植物>への対応案（概要）
- (資料 5) 対策優先種（案）について
- (資料 6) 外来種・侵略的外来種（リスト掲載種）・特定外来生物・対策優先種等の関係
- (参考資料 5) ハリエンジュ (*Robinia pseudoacacia*) に関する情報（案）
- (参考資料 6) オニウシノケグサ (*Festuca arundinacea*) に関する情報（案）

- ・ (資料 3 p20) ハリエンジュの記載内容は次のように変更。留意事項欄の一つ目のポツの後半「種子が風や水で拡散されて...行方べきではない。」は「種子が風や水で拡散

されていると考えられている。こうした拡散のおそれに配慮するほか、生物多様性保全上重要な地域では使用を避けることが望ましい。」に訂正。二つ目のボツのリンゴ炭そ病の記述は「リンゴ炭そ病が高温多湿化の梅雨時に、ニセアカシアの花弁が果実に付着することで伝播するとの報告があり、リンゴ園周辺では、使用を避けることが望ましい。」に訂正。備考欄の二番目のボツの中毒症状の記載は削除。(環境省)

< 選定方法について >

侵略性の考え方について

- ・ (資料2 p3) 競合のところ、侵略性をどう考えるか。一つは、例えば河川は従来定期的に攪乱が起きてハビタットが再生されていたが、それが安定化してきている中で外来草本・木本が増えている。そういうものを侵略的と言うのかどうか。現状では前提が考えられていない。もう一つは、何をもって侵略的なのか定義が不明確。千葉県運河での二次草原植物と外来植物の分布調査結果をみると、ハルジオンなどは共存のだがセイバンモロコシなどは明らかに圧迫的。そこは区別して考えなければいけないと思う。<生育環境>、<生態や形態の特徴>の中で考えるのだろうと思うが、その2点がまだ理解できない。

侵略性の議論は話が広がってしまうことと、植物だけの問題ではないため、そこまで議論するのは難しい。競合や交雑などの判断基準は示されている。環境攪乱などの背景はあるが、その中に外来種が侵入して被害がより大きくなることはあるので、「だから外来種には罪がない」という議論にはならないのでは。

- ・ 河川はそもそも外来生物が入りやすい空間であるにも関わらず管理されてきていない。そこを放っておいてはリストを作っても根本的解決にはならないと思うので、行動計画でも考えていただきたい。

河川では自然攪乱が減少、同様に人為的管理による攪乱の減少という問題もあり、そこに外来種問題もからんでいる。それらは総合的に広い視野で考えて、外来種による生態系被害はそれはそれで判断していく必要があるだろう。

河川は管理されていないとのことだが、希少種保全の取り組み例はあるのでは。また、樹木が生えると粗度計数が上がるので伐採されているのではないか。

NGO等による活動のことではなく、国土交通省の河川管理担当局には外来種対策として選択的に伐採するような管理の予算が無いという意味。

- ・ 侵略性の客観的基準は非常に難しく、追求していくべきかもしれないが、少なくともこのリストは日本の生態系、在来種に対して生物多様性を減少させる方向で影響を与えているものを選定するものであり、またそれを公表することで広く一般に問題を認識いただくためのツールであると考えているので、ご理解いただきたい。(事務局)
- ・ 生物多様性の危機の一つに人間活動の減少があり、それとは別に外来種の影響がある。ここでの作業は、自然攪乱の減少とは別にきっちり議論出来ることだと思う。問題点

の整理は必要だが、外来種問題は生物多様性への大きな脅威なので、生態系被害があるものをリストアップしていくことには意義がある。

議論出来ているとは思わないが、少なくともそういう問題意識の存在も認識してほしい。

- ・（資料2 p3）ここで言う「競合」とは、競合の結果として本来そこにある生態系、在来種、種多様性等を劣化させることだと理解している。ハリエンジュでもセイタカアワダチソウでも増える要因はまた別にあって、ここで議論する「結果としての在来生態系劣化」とは分けるべき。分けたくて、増える要因を「競合」の所にうまく反映させて書くことは今後の課題だと思う。まずは本来の生態系の劣化を見て侵略性を評価するというので良いだろうと理解している。

未定着種の選定について

- ・（資料3）未定着のグループは、入っていないが入ったら問題になりそうなものを入れるので、ここはワーキンググループの見識が問われるだろう。私が気になるのは、例えばヨーロッパで大繁茂している雑種イタドリ、東南アジアのセクロピアなど。入っていないが危なそうなのでとりあえず入れるというのではなく、世界的な被害事例などをよく見たうえで、未定着種をリストアップいただけたらと思う。

この資料作成の段階でも、いろいろな海外の事例を参考にして予防原則も踏まえて入れていただいていると思う。明日にでも入ったら問題となるものは追加出来ると思うので、それらはまた具体的に議論をしていきたい。

評価作業について

- ・（資料3）例えばまん延期の植物について、今回の趣旨から考えると何らかの被害があることが前提。しかし、例えば「河川で蔓延して他の植物へ被害を与える懸念がある」というが、具体的な被害例の記述が無いものもけっこうあり、趣旨からすれば削除対象になるのでは。もう少しきっちり、何を守るのかを念頭に置きながら作業を進める必要があるのではないか。

< 産業利用種について >

枠組みについて

- ・（参考資料3）有用植物を扱う枠組みとして、参考資料3の表にどういう形で有用植物は入ってくるのか。

産業利用種の位置づけは、このカテゴリとは別の性質のものではないかと思っている。ここに載せると分かりづらくなるかと思う。（環境省）

- ・（資料3）有用植物は牧草と緑化植物とを対象にしているが、例えばキウイなどは有用植物に入っていない。このような分け方で良いのかどうか。

今のところ、特に基幹的に利用されており、それ以外の選択の余地があまり無いものということで、牧草や緑化植物でかなり限定して使われているものを挙げています。果樹は代わりがきくのか難しいところではあるが、全部を産業上重要というグループに入れると、利用情報があれば入れることになり膨大になるため、特にターゲットを絞って、そこを区切る目的を明確にしている。利用のグループに入っていないもので利用情報があれば‘利用上の留意事項’の欄に情報を入れていく。(環境省)

- ・ 例えばビワなど、いろいろな農作物が産業利用のグループではなく一般の表に入っているのは疑問に思う。

栽培植物は別カテゴリかと思う。

掲載種の情報について

- ・ 生態系被害があることが確かな産業利用種は、掲載については生態系被害だけで判断すれば良いのではないか。ただし、それなりの経済規模があるとか、種子の値段やハチミツの売り上げといった現状等の利用情報も示してはどうか。
- ・ (資料3 p20、卓上配布資料) 資料3 p20 産業利用種のグループのタイトル下に2点の注意書き有り。2ポツ目について、ここに挙げたものは緑化及び牧草としての利用がほとんどで、また緑化と牧草では同じ種でも使用の仕方がかなり違うため、それぞれについての基本的な管理の考え方を冒頭で簡単に仕分けして書く必要があると考えた。緑化における留意事項についての緑化工協会からの提供情報が卓上配布資料「緑化植物の適正な取扱いに関する情報提供について」。この中の「4. 地域区分(ゾーニング・緑化水準)の設定」に関しては、原則的なところは行動計画や産業利用種の冒頭の注意書き等で書けるかと思う。いただいた情報から抽出して利用情報、利用上の留意事項に挿入出来るところをもう少し検討したい。(環境省)

改良品種になれば侵略性が必ずしも低くなるかどうかはきちんと評価しなければいけないので、提供された情報も踏まえて、留意事項等をしっかり書いた上で、個別に掲載判断しなければならないだろう。

- ・ 種子の販売金額などは経済規模の指標になるかと思う。逆の面では、花粉症用品の市場規模等も金額で入れておけば、人的インパクトに対する支払いの指標になる。アメリカ等は金額で出しており、一般向けには分かりやすい。

普及等について

- ・ 挙げられている植物は一般の人が使うわけではない。国土交通省が変われば状況は全く変わる。この場に国交省がないことが問題。3省庁で合意した結果、どの植物を使うか、結局は単価資料にその品種が書かれるかどうか次第。今、トールフェスクしかないからそれを使ってしまうが、トールフェスクのコモンではなく、矮性品種でな

いとだめだと単価資料などに書けばそうなる。そこを省庁間で意見を合わせてきちんと実施していただければ済むはずの話である。

リストはご指摘のように環境省と農林水産省だけで作っているが、行動計画は国土交通省も共同で策定しているので、おっしゃる趣旨、課題は出来るだけ書く方向で調整したい。(環境省)

- ・ 利用している植物は、逸出して被害を及ぼすリスクがあり、また現実に被害が起きているから問題なので、その点はきちんと評価しなければいけない。一方で、そうした植物は留意事項も書いて掲載するという方針で来ており、その検討結果がこの表なので、リスト掲載の指標を固めていく上でもう少し検討したら良いのではないかといったことがあればご意見いただきたい。
- ・ 意見交換会においても利用している方々から有用種に‘侵略的外来種’という名前をあてるのはやめてほしいという非常に強い意見があった。

< 国内由来の外来種について >

- ・ (資料3) A 4判の 3 枚目に、国内に分布があって侵略的な植物がいくつかある。確かに侵略的なのは認めるが、リュウキュウマツやガジュマルは沖縄では野生で生えており、ものによっては天然記念物。書き方によっては誤解を与えるので、丁寧な説明をいただかないと予想外の混乱が起きるのではと危惧している。
- ・ (資料3) A 4判の 3 枚目。シュロの仲間は日本に野生種は無いのでは。また、アブラギリは在来種か。

ワジュロを外来だと考えれば日本の野生種は無い。アブラギリは多分外来だと思う。

最近の学説の、在来ではないかと考えられるという説に従っている。

キリなども昔、初島先生が九州に野生があると書かれていた。微妙なものは幾つかあるかもしれない。

侵略的外来種リスト(仮称)の植物の対策優先種選定について

< 選定方法について >

- ・ あまりにも掲載種が多く、侵略的外来種の重大性が見えなくなっている。到底駆除出来ないものも相当入っており、全部は対策出来ない。被害が甚大なものとそうでないものもある。対策優先種にいくつか追加いただけるとありがたい。

対策優先種をどれくらい選ぶか、対策優先種に挙げることでの実効性などは今後環境省で検討。当面の課題はそのための土台となるリストの作成。

- ・ 定着初期は、‘対策優先’と書くかは分からないが、基本的には対策すべき種になると思う。まん延、分布拡大となれば部分的に対策となるだろう。

定着初期のものは確かにその通りだが、多分すごく難しい。ヒガタアシが対策されたのはスパルティナ・アングリカが特定外来生物に指定されていたからで、指定されていないければ多分、今もそのまま定着初期段階だろう。だから、この中の定着初期のものを洗い出すのは、本当は重要だと思う。

- ・ 分布拡大中の定着初期の種は確かに重要だが、現実問題として分布拡大阻止、根絶が出来るかという、100m x 100m程度までは何とか可能だがそれ以上だと難しいといったデータもある。
- ・ もう1つの観点としては、例えば小笠原のアカギのように相当膨大なお金をかけて対策しているものを正当化出来るようなリストも必要という感じがする。対策費がかかっているが、確かに生態系被害が甚大なので対策は必要だといったものも対策優先種に入って良いのではないか。複雑になるが‘分布拡大警戒種’のような別カテゴリで分布拡大中のものを区分し、こちらについてはモニタリングして、根絶は出来ないけれども分布拡大を遅くするような努力をしてほしいと呼びかける。対策優先種は予算を多くつけるもののリスト、といった区分でも良いかと思う。
- ・ 特定外来生物は法的枠組みで指定されるものであるのに対して、対策優先種は迅速に柔軟に対応する種を選定するものと理解していた。対策優先種とは何かについて、もう少し理解を共有していただいて選定していくことが必要だと感じた。

< 特定外来生物の考え方について >

- ・ (資料5、資料6) 対策優先種の決め方をきっちり議論しなければいけない。特定外来生物を決めた時は、指定して早急に対策をとり生物多様性や産業に影響が出ないようにしようということだったはずだが、その中でも入るものと入らないものがあるのは一般には非常に分かりにくい。

対策優先種の位置づけについて、資料6を見ると、特定外来生物の中でも対策の実効性のあるものを位置付けるということだと思う。

確かにどこまで選ぶか議論の余地があると思うが、被害の深刻度と、対策を取りうるか、特に防除手法の確立といったことが選定目安。特定外来生物の中には防除手法が無いものもあり、またオオハンゴンソウはまん延していても防除されている。防除手法があるものを中心に選んでいる。(環境省)

- ・ 特定外来生物の中から特に重要なものを優先対策種に選定したとの説明だが、特定外来生物は指定することで防除効果が得られるという判断基準があったと思う。そこをもう1回評価するのは二重基準のような気がして納得がいかない。

私も当然そうだと思う。特定外来生物は全て対策優先種でなければいけないのではないか。

- ・ (資料5) 特定外来生物指定は防除効果の促進もあるが、外来生物法は捕獲の規制をしておらず、指定されなくても鳥獣以外は自由に防除が出来るので、まず輸入や飼養

の規制といった法指定効果があるものを優先的に指定している。対策優先種については、これまでの議論でもあまり数多くあると意味が無くなるのではといった御意見もあったので、今回は資料のように目標を踏まえて、自治体や事業者の方にも対策していただきたい種にかなり絞り込んで選んでいる。定着初期も含めて対策を進めなければいけないものは、今年度から地方環境事務所を中心に地方連絡会議を設置しているので、もしも定着初期のものがあれば個別に対策の進め方等を環境省からも提案出来る。すべからく対策優先種に入れておくと、多くのところから他に追加して欲しいとの御意見が出てくるので、事務局としては絞り込んだほうが良いのではと考えている。
(環境省)

< 対策優先種に選定すべき種について >

- ・ アメリカハマグルマはぜひ対策優先種にしてほしい。相当甚大な影響を与えるだろう。植栽で産業利用を多少されているという難しい点もあるが、このままでは取り返しがつかなくなる。国指定天然記念物である西表島の星立天然保護区域の中にもかなり侵入しており、いずれ新種になるであろう西表島のミモチシダの4倍体の集団が埋もれて更新出来ない恐れがある。ハワイでは野生種のキダチハマグルマとの交雑がすでに確認されており、交雑という点でも悪影響が大きい。
- ・ (資料3 A 3判) p3 No.24 ダイオウナスビ。日本での分布は神奈川県ではなく静岡県なので訂正願う。鳥散布で急速に広がってきている。こういった、特定外来生物になっておらず、今、定着初期段階で問題が大きいものを洗い出して引き上げる良い方法が何かないだろうか。今ダイオウナスビを対策すれば結構根絶出来て問題にならないけれども、もう少したつと難しくなってしまうと思う。定着初期のものについては、地元にもう1回照会する、問題無いか確認する、といったことが出来ればと思うが、夏までの作成だとしたら厳しいか。

多分、対策優先種に挙げないと、誰も何も対策しない。ここに挙げれば自治体も含めて動かないといけなくなる。

パブリックコメントをかけるので、その時に再度自治体等に御意見をいただくことは可能だと思う。(環境省)

侵略的外来種リスト(仮称)の公表について

< リストの公表の仕方について >

- ・ オオバコも、リスト掲載に違和感を覚える人がいるかもしれない。全体に関する話だが、リストの趣旨や選定基準等を明確にすることが重要。
- ・ (資料3) コミュニケーションの技術的な話だが、国内にもあるものなら、高山に入

ったオオバコとか、小笠原に入ったガジュマルとか、種名の前に何かつけてモジュールをちょっと長くすると、コミュニケーション的に良いという感じもする。

- ・ (資料3) 皆さんにほぼ同意。何に対して脅威であって何を守るのかを明確にしないとリストは役に立たず、逆に誤解される。産業利用種も恐らく同じで、何らかの利用がされているものが多いので、この表だけをこうして出すよりも、これを含めて何に対して守るのか、どう使うのか、分かりやすい最初のテーブルにしてもらえると良い。

- ・ 他の分類群でも同様な問題があるかと思うが、何か議論はあるか。

このA3判の表がリストの基本形だと考えているので、ここに国内由来の外来種で問題になる場所といった情報も入れていくことになるかと思う。かなり数が多いので、更に分かりやすく索引として使えるようにA4判も付けているが、工夫の余地は確かにあると思う。(環境省)

- ・ (資料3) このリストをどう公表するかがよく見えない。このまま公表すると誤解される危険があると思う。産業利用されるシロツメクサ等が入っている例では、生態系への影響を評価したということで我々は納得出来るが、このまま何も言わずに公表すると、とんでもない勘違いをされる可能性もあるのでは。シロツメクサが問題となるのは天然の芝草地のような所にはびこった場合であって、集落内の攪乱地に生育する場合は問題無い。ハリエンジュも、例えば梓川など信州の河川では問題のある状況だが、近畿地方の河川を見ても大したことは無い。侵略性の発揮には、場所とハビタットという2つの要素がある。率直な話として、「信州河原のハリエンジュ」はだめとか、「天然芝地のシロツメクサ」はだめとか、そこまで言わないと誤解されるのではという心配がある。

要注意外来生物で現場に過剰反応されて使ってはいけない種ではないかと誤解された反省を踏まえて、今回のリストにおいては、産業上重要で代替性のない外来種はリスク管理をして適切に使ってほしい種であるということをきちんと普及啓発したいと考えている。(環境省)

環境によるグループ分け表示は基本方針にも書いてあり、今はそれが見えづらいのでそこは整理したい。(環境省)

これは結構大事な問題かと思う。在来種も入っているので、和名でソーティングするのではなくて、場所プラス種の組み合わせでソーティングするイメージで作成するほうが良いのではないか。天然記念物などの名称にもある‘どこの何とかの何’というようなモジュールにするなど、全体でひとまとめの指定にするような工夫が良いのでは。

- ・ (資料3) 特にまん延期のものなどは、重要地域のチェックがないのは納得出来ない。群落、ハビタットなど、小規模なものでも良いので、少なくともまん延期と分布拡大期のもは場所や地域との対応が分かるチェック欄を素表では示してほしい。

< 公表に向けたスケジュールについて >

- ・ リストが具体的に見えてきた段階で、いろいろ考えなければいけない問題点が出てきたと思う。あと1週間程度で意見を寄せていただき、素案を作って本体会議に提示する。最終的なリストをまとめるうえで、必要があればもう一度ワーキングを開いていただけるとのことだが、もう一度チェックする機会が必要か、会議の場を持たずにパブリックコメントに行くか。
- ・ このリストはインターネットに載るのか。載せた時にA3判を全部見る人はいないと思う。

インターネットに載る。今回は紙資料のためこのような形で出しているが、ネット掲載や普及媒体については、これだけを見て判断されない工夫が必要で、整理しなければいけないかと思っている。(環境省)

そうであれば、もう一度見せていただいたうえでパブリックコメントとしたほうが良いような気がする。

- ・ 本日出された原案に対していろいろな問題点が指摘されたが、さらに見ていただければ事実誤認等がまた出てくるかと思う。まずは事務局にそれらを寄せていただき、次の修正案を作ってください。修正案の検討の機会としてこのような会議を持つか、あるいは別な形をとるかについては検討させていただく、ということでしょうか。余り急いで作っても、我々の見識も問われることになるので、ぜひそういうチャンスをもう1度作っていただければと思う。

お気づきの点は1週間程度をめぐりにお願いしたい。3月26日に本体会議を開催予定なので、それまでとその後の作業スケジュールなどをご相談させていただきたい。いずれにしてももう少し検討出来るようにする。(環境省)

- ・ リストに関してお気づきの点があれば、なるべく早急にご意見いただきたいが、リストの性格上、必要があればいつでもいただければと思う。夏の作成を目指しているが、それ以降も更新などが必要だと思うので、引き続き情報提供、ご協力のほどをお願いしたい。(事務局)

(2) その他

< 特定外来生物の指定について >

- ・ アメリカハマグルマはぜひ特定外来生物に指定してほしい。隆起サンゴ礁の上にもびっしり生えたりして、かなり強力。
- ・ 分類群専門家グループ会合での2種類の指定候補はどこで誰が挙げているのか存じないので教えてほしい。

2種については地元から指定についての強い要望があったため早急に対応したほうが良いだろうということで検討した。それ以外のものは、このリスト作成を通じて特定外来生物に指定するものがあるかどうか全体的に検討したいと思っている。(環境省)

オオバナミズキンバイは滋賀県が駆除の根拠が欲しいということで動いたのだと思うが、これはぜひというものがあれば国会議員以外にもいろいろなルートで挙げれば、検討していただくことができる。情報をもっと挙げていくことで進むのではないかと思う。

- ・ 指定候補について、日本中の状況を把握、評価する専従の担当者を1～2人置いても良いのではないか。